



平成31年度

こどもの家利用のしおり

津 島 市



目 次

・ こどもの家の目的	・・・・・・・・ 1 ページ
・ こどもの家を利用できる児童	・・・・・・・・ 1 ページ
・ こどもの家開設場所	・・・・・・・・ 1 ページ
・ こどもの家開所日及び時間	・・・・・・・・ 2 ページ
・ 申請の手続き	・・・・・・・・ 2 ページ
1 入所説明	
2 申請書の配布場所	
3 受付場所	
4 受付期間	
5 提出書類	
6 申請書記入上の注意	
・ 定員	・・・・・・・・ 3 ページ
・ 利用の決定及び通知	・・・・・・・・ 3 ページ
1 決定方法	
2 利用期間	
3 通知	

資 料

- ・ 利用基準表
- ・ 利用基準調整指数表
- ・ こどもの家利用申請書記入例
- ・ 就労証明書記入例

こどもの家の設置目的

こどもの家は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、授業終了後等に遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として設置しています。

こどもの家を利用できる児童

こどもの家を利用することができる児童は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、小学校に就学している子ども（特別支援学校の小学部の子どもを含む。以下同じ。）であつて、その保護者及び同居の親族が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童です。

※児童福祉法第6条の3第2項

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

こどもの家の開設場所

施設	クラブ名	所在地	定員	電話番号
東こどもの家	なかよしクラブ	立込町1丁目19-1	70人	24-9437
西こどもの家	どろんこクラブ	大和町1丁目11-1	70人	24-7460
南こどもの家	あおぞらクラブ	常盤町4丁目26	70人	24-0316
北こどもの家	ひまわりクラブ	兼平町1丁目113	70人	23-3147
神守こどもの家	つくしクラブ	百島町字牛屋51	70人	28-6541
蛭間こどもの家	わんぱくクラブ	蛭間町字高瀬809	70人	23-2267
高台寺こどもの家	そよかぜクラブ	神尾町字江西61	70人	32-1409
神島田こどもの家	たんぽぽクラブ	中一色町東郷37	70人	31-1744

※北こどもの家については、平成31年4月1日より移転を予定しています。

【移転先】松原町北小学校敷地内

こどもの家開所日及び時間

【開所日】

- ・平日 授業の終了後～午後7時頃
- ・土曜日・長期休暇日（夏休み等）午前8時頃～午後7時頃

【休所日】

- ・日曜日、祝日、国民の休日及び年末年始（12月29日～1月3日）

※学校行事及び振替等の関係で、変更になる場合や臨時休所となる場合があります。

申請の手続き

1 入所説明

各こどもの家で入所説明会を開催しますので、利用を希望するこどもの家で利用に関する説明及び面接を必ず受けてください。

（入所に際し、困りごとがあれば子育て支援課で相談してください。）

2 申請書の配布場所

各こどもの家、子育て支援課（市役所2階）で配布します。

3 受付場所

利用を希望するこどもの家又は、子育て支援課（市役所2階）で受付をします。

4 受付期間

平成31年2月1日から2月28日まで。

定員に達していない場合は、受付期間終了後も随時受け付けます。

5 提出書類

こどもの家を利用しようとする保護者は、以下の書類に必要事項を記入して押印をし、受付場所へ提出してください。

(1) こどもの家利用申請書

(2) 就労証明書（保護者及び同居の親族（65歳以上の者は除く）全員分）

※必ず雇用されている事業所または自営業の方は各地域の民生・児童委員の証明を受けてください。（自営業の方については、その事業を営んでいると証明できる書類があれば民生・児童委員の証明に代えることができます。（青色申告決算書・収支内訳書の写し等）

(3) 診断書等（児童を監護できない理由が病気等の方）

6 申請書記入上の注意

- (1) 学校名は、児童が通学する学校名を記入してください。
- (2) 学年は、新年度の4月に属する学年を記入してください。
- (3) 利用児童の家族状況は、利用する児童本人も含め、同住所地に住所のある家族全員を記入してください。
- (4) 備考欄は、児童に障がいがある場合や、ひとり親である場合など児童を預けるにあたり必要と思われることを記入してください。

定員

こどもの家の定員は、1施設70名です。

利用の決定及び通知

1 決定方法

(1) 利用申請が定員内の場合

提出された申請書等を子育て支援課で審査の上、利用の許可及び却下を決定します。

(2) 利用申請が定員を超える場合

提出された申請書等を審査の上、以下の順で利用決定します。

- ①同居の親族（65歳未満）等により監護することができる児童は除く。
- ②保護者の就労状況等を基準指数にあてはめ、この基準指数から調整指数による調整の上、基準指数の高い児童から順に定員までとします。

2 利用期間

利用期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとします。ただし年度の途中から利用する場合の利用期間は、当該年度の3月31日までとします。

3 通知

審査の結果（入所の決定及び却下）については、申請のあった保護者に対して通知します。